

新	旧	備考
前払輸入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	前払輸入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>平成31年3月25日</u> 一部改正 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	
1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 ① （略） ② <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない前払輸入契約については、</u>保険契約を締結しないこととする。 ③～⑥ （略）	1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 ① （略） ② 前払輸入契約に<u>関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として</u>保険契約を締結しないこととする。 ③～⑥ （略）	
2～4 （略） 附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年2月28日</u>] この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。	2～4 （略） 附 則 [抄] 附 則 [<u>平成31年3月25日</u>] この改正は、<u>平成31年3月26日</u>から実施する。	